

春日部市緩和ケア連携推進部会 運営規程

(設置)

第1条 春日部市における緩和ケアの連携推進を図るため、春日部市在宅サービス多職種連絡協議会（春宅会）内に春日部市緩和ケア連携推進部会（以下「春緩部」という）を置く。

(目的)

第2条 春緩部は、春日部市内の緩和ケアに係る医療機関及び介護事業所等との連携体制の推進や、緩和ケアを担う人材育成を目的とする。

(春緩部の所掌事務)

第3条 春緩部は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 春日部市における、緩和ケアの連携推進に関すること。
- (2) その他春緩部が必要と認めた事項

(春緩部の組織)

第4条 春緩部は、部会長、副部会長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 部会長は、委員の中から互選し、1人を充てる。
- 3 副部会長は、部会長の推挙により、2人を充てる。
- 4 委員は、下記に掲げる職にある者を当部会が推薦し充てる。

春宅会：会長1人、副会長2人

がん診療連携拠点病院：春日部市立医療センター 医師、看護師、入退院調整員 各1人

緩和ケア病床：南部厚生病院 医師、看護師 各1人

緩和ケア外来：春日部市立医療センター 医師、看護師 各1人

緩和ケアに関わる医師：医師会1人

緩和ケアに関わる歯科医師：歯科医師会1人

緩和ケアに関わる薬剤師：薬剤師会1人

緩和ケアに関わる鍼灸マッサージ師：鍼灸マッサージ師会1人

緩和ケアに関わる訪問看護師：訪問看護部会1人

緩和ケアに関わるリハ専門職：春日部市リハビリを考える会1人

地域包括ケアシステム推進センター：1人

地域包括支援センター：1人

居宅介護支援専門員：春日部市ケアマネ会1人

春日部市：若干人

で構成される。ただし、春緩部において春日部市の緩和ケア連携推進に必要と認められる場合、委員を加えることができる。

- 5 春緩部にオブザーバーを若干人置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、春緩部を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(春緩部の会議)

第6条 会議は、年に2回、部会長が招集する。

2 会議の開催が別に必要な時は、部会長が招集することができる。

(意見聴取等)

第7条 春緩部は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 春緩部の庶務は、春日部市役所健康保険部介護保険課において処理をする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和6年8月19日一部改正